



第36号

令和3年1月

西区民生委員 児童委員だより

発行 西区民生委員児童委員協議会

西区厚生部地域支えあい課内/西区福島町二丁目24番1号

☎294-6512

あなたの身近な相談相手 民生委員・児童委員



三密を避けて防災研修会（大芝集会所）

令和の年も三年目を迎えました。今年こそは良い年となりますようにと心より祈っています。

昨年は多くの自然災害に見舞われ、その上に新型コロナウイルス感染症禍が全世界を襲いました。国内では自粛生活に入り学校は休校になり地域ではすべての行事が中止となり多くの人がふれあいの場を失いました。その状況の中、民生委員・児童委員は電話を通じ、地域の皆様が孤独に陥らないよう活動を進めています。

一日も早いワクチンの開発を願い、平常の生活に戻る日までみんなで頑張っています。

今一番大切なことは「自分を守ることがみんなを守る」という信念です。昨年「新しい生活様式」が発表されました。

「外出時にはマスクの着用。アルコール消毒。会場では机・椅子・ドアノブ等の消毒。ソーシャルディスタンス。三密を防ぐ。換気に注意。帰宅時は手洗い・うがいを必ず行う。」

一人一人が自覚して日常生活として定着させることが大切です。このことが終息への第一歩だと思います。

「この地域に住んでいて良かった」と地域の皆様が思っ下さるよう、誰もが笑顔になれるよう民生委員・児童委員の私たちは、力を合わせて頑張っています。



西区民生委員児童委員協議会

会長 月村 佳子

ごあいさつ

告してほしい

令和3年1月

会長新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

高須民生委員児童委員協議会はあらたな4年を迎えます。

去年は新型コロナの影響で、密を避けるため共助がしにくく皆様へのケアが十分にできませんでした。大きなトラブルもなく一安心しております。このままコロナが落ち着けば、今年度の活動として、在宅高齢者の調査がございますので、調査の際はご協力のほど、宜しくお願いいたします。

高須地区民生委員

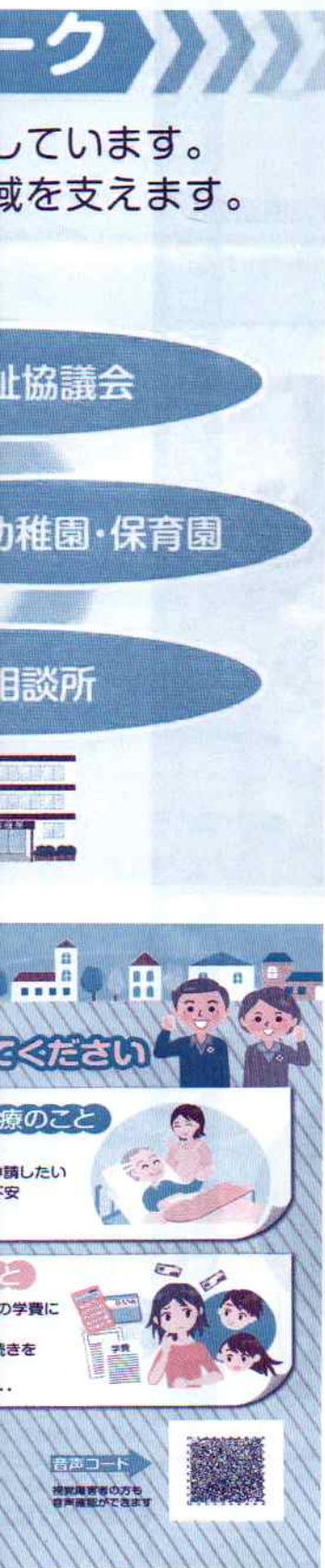
【副会長】 植田 祐子 高須1-3-36 ☎271-3876 担当：高須1丁目1〜4	竹内 善幸 高須1-12-47 ☎274-0194 担当：高須1丁目9〜12	【会長】 河村 正志 高須2-3-2 ☎272-9638 担当：高須2丁目	大原 秀夫 高須3-4-21 ☎274-5203 担当：高須3丁目1〜4
廣方 一男 高須3-6-14 ☎272-1113 担当：高須3丁目5〜10 【協力員】 廣方 秀子	谷川 義孝 高須4-10-6 ☎271-7510 担当：高須4丁目	川上 けい子 古江東町2-1-1 ☎272-7902 担当：古江東町 1,2,19〜25	櫻井 正治 高須台1-8-13 ☎274-5466 担当：高須台1丁目
渡辺 安津美 高須台4-2-22 ☎090-8600-4629 担当：高須台4丁目	満谷 一枝 高須台2-5-7 ☎273-6718 担当：高須台2丁目	白宮 千恵子 高須台3-12-21 ☎272-5554 担当：高須台3丁目	角先 知子 高須台5-11-2 ☎272-4989 担当：高須台5,6丁目

主任児童委員

浅海 綾子 高須台3-7-3 ☎272-2775 担当：高須小学校区、 古田中学校区	武平 千秋 高須台3-16-11 ☎274-5081 担当：高須小学校区、 古田中学校区
---	---

(欠員)

担当：高須1丁目5〜8



いつまでも、住み慣れたこの町で、笑顔で安心して生活したい
私たち、そんな思いで活動しています

民生委員・児童委員のネットワーク

民生委員・児童委員は、さまざまな関係機関や専門職と連携・協働支援を必要とする住民との「つなぎ役」になり、ネットワークで地



広島市古田地区包括支援センターの職員紹介



右から
森さん、大江さん、油野さん、センター長 實平さん
柿本さん、加藤さん、向井さん、(事務)津川さん

住 所：古江東町5-3 桑原ビル 104号
電 話：272-5173 / FAX：272-5186
営業日：月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
営業時間：8:30～17:15 ※相談は無料です。
駐車場：2台確保

こんなときはひとりで悩まずに
お気軽に民生委員・児童委員に相談し

生活の不安

- 高齢者だけなので何かあったら...
- 災害が起こったときのことが不安
- 地域に知り合いがいない

子育てのこと

- 子育てのことで相談できる人がいない
- 子どもが学校に行かない
- 近所の子どもが何日も同じ服を着ていて心配

福祉やお金のこと

- 介護が大変
- 障害者手帳
- 家族が病気
- 生活費、子どもに困っている
- 生活保護の知りたい
- 悪質商法

民生委員・児童委員には、守秘義務があります。
安心してご相談ください。

あなたの身近な相談相手「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、地域福祉団体の推薦により、厚生労働大臣の委嘱を受けて、皆様の福祉に関する相談相手として、また、行政とのパイプ役として、地域の福祉増進のため、幅広い活動を行っています。

皆様のお住まいの区域内には、それぞれの区域を担当する民生委員・児童委員（区域担当）と、区域内全般にわたって、児童福祉に関することを専門に担当する主任児童委員がいます。

区域担当の 民生委員・児童委員 のおもな仕事

地域住民の福祉増進のための調査、情報提供、相談、助言等の活動を行うほか、福祉事務所・児童相談所など関係行政機関に協力して、次のような活動を行います。

- 一、生活保護に関する相談及び助言
- 二、各種実態調査への協力
- 三、高齢者・心身障害者（児）の福祉に関する相談及び助言
- 四、児童福祉に関する相談及び助言
- 五、ひとり親の福祉に関する相談及び助言
- 六、母子保健に関する相談及び助言など

主任児童委員 のおもな仕事

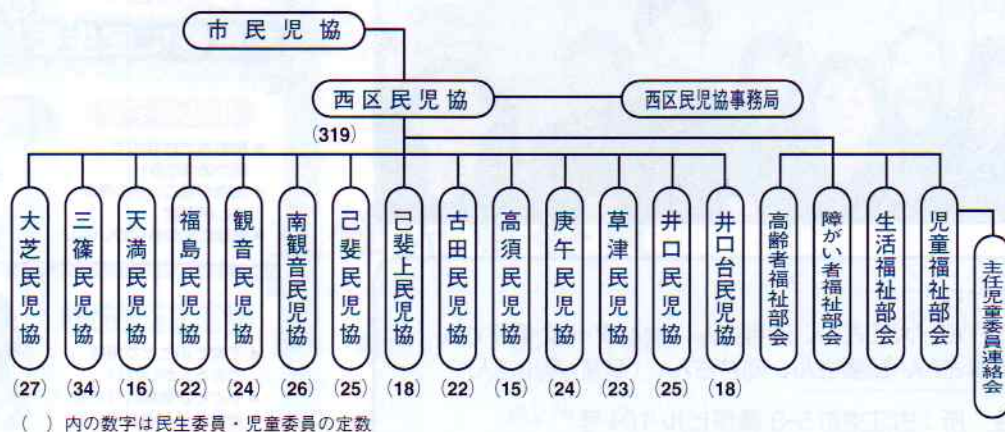
主任児童委員は、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、平成六年に制度化されました。

子どもや子育てに関することを専門に担当する民生委員・児童委員で、次のような活動を行い、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

- 一、福祉事務所、児童相談所、学校等関係機関・団体等との連絡調整
- 二、区域担当児童委員の活動の援助
- 三、援助を必要とする児童・家庭への支援など

民生委員・児童委員は自宅に「民生委員・児童委員」と書かれた門標をかがけています。

民生委員・児童委員協議会(民児協)組織図



やりがいのある仕事です。